

(2001年改訂案)

## 葉山ヨットクラブ規約

### 第一章 総則

- 第1条 本会は「葉山ヨットクラブ」と称する。
- 第2条 本会は葉山港に係留もしくは陸上保管するヨットのオーナー、ならびにびクルーを以って構成する。  
なお、当クラブ構成メンバーのディンギーによるディンギー部会を置く。
- 第3条 本会は会員相互、及び葉山港管理事務所、葉山港漁業組合、他のヨットクラブ、並びに地域社会との親睦、融和を図り併せて相互の発展を目的とする。
- 第4条 本会の運営は会員相互の協力により行なうものとする。
- 第5条 本会の事務局は葉山港管理事務所内に置く。

### 第二章 入会、並びに退会

- 第6条 本会の会員の資格は第2条で明記の通り、葉山港に継続的に係留もしくは陸上保管するヨットのオーナー、及びクルーであることを要す。
- 第7条 会員の登録は艇単位とする。但し、代表者を1名明記する。
- 第8条 会員である艇が葉山港に係留または陸上保管しなくなった時、および会費滞納の場合は自然退会とする。
- 第9条 会員が退会する場合は、本会の財産に対する一切の請求権を失うものとする。

### 第三章 役員

- 第10条 本会は運営に最低必要な下記の役員を置く。
- 会長 1名  
副会長 1名  
会計 1名  
会計監査 1名  
理事 6名（各係留の列、およびディンギー部会より各1名）  
顧問 若干名  
但し、会計、及び会計監査はクルーザーの内から総会の議決に基づいて選出する。また、顧問は理事会の指名に基づいて選出する。
- 第11条 会長、会計、および会計監査は総会に於いて会員の選挙により選出する。副会長は会長の指名に基づき、総会の承認を受けて選出する。
- 第12条 理事は係留各列、およびディンギー部会より各1名を互選により選出する。
- 第13条 役員は本会を代表し、クラブの運営を図る。
- 第14条 役員は任期は原則として一年間とし、就任後、翌年総会終結の時を以って満了とする。但し、再選は妨げない。

### 第四章 総会、並びに臨時総会

- 第15条 総会、及び臨時総会は役員、及び会員の要請により会長が招集して、開催す

る。尚、議長は会長が務める。

第16条 総会の招集は事前に会議の日時、場所、及び目的事項を記載した書面を以って各会員（艇単位）に通知する。

第17条 総会は原則として毎年6月末日までに開催する。

第18条 本規約中、次の事項は総会に付議する。

- 1) 規約の制定、及び変更
- 2) 活動計画、及び報告
- 3) 年次会計報告
- 4) 会長、会計、および会計監査の選出、および副会長指名の承認
- 5) 会費の金額
- 6) その他必要と認められた事項

第19条 総会の決議は一艇一票とし、出席者の過半数を以って可否を決する。

尚、可否同数の時は議長がこれを決する。

## 第五章 会計

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄として、年度毎に決算を行うものとする。

なお、ディンギー部会については、独立会計とする。

第21条 本会の経費は会費、及び寄付金をもってこれに充てる。必要のあるときは臨時会費を徴収することが出来る。

第22条 本会の会費は、艇単位、年額5,000円とし、会員は年会費を5月末日迄に納入する。

本規定に拘らず、ディンギー部会の会費はディンギー部会において定める。

## 第六章 活動計画

第23条 本会の活動計画は、会員の提案に基づき、総会、もしくは理事会の承認を得たうえで本会が主催して行なう。

第24条 本会員は本会が主催する活動に対し積極的に協力、および参加する。

第25条 本会の主催事業の会計は、事業の終了後、速やかに会計幹事に当該事業の精算を行なう。この収支についての収益および損失は、本会に帰属するものとする。

平成元年12月1日制定

平成 3年6月30日改訂(第19条定足数削除、議決は全会員の過半数から出席者の過半数に変更)

平成11年6月27日改訂(第10条役員呼称の一部変更と顧問の新設、代議員一理事、他)

平成12年6月25日改訂(第19条投票権の明定、第22条年会費額改訂¥3,000→¥5,000、第23条事業活動の主体を会員から会の事業に変更、第24条も第23条との関連で改訂、第25条経費精算規定新設)

平成13年6月24日ディンギー部会設置に伴い第2条、第6条、第8条、第10条、第12条、第18条、第20条、第22条改訂。